令和7年度

施設型給付費支給認定・保育所利用の 申し込みについて(新規申し込み)



1 施設型給付費支給認定

◎保育所の利用を希望する保護者の方に、利用に際して**支給認定**を受けていただきます。(申し込みと同時に認定を行います。)

【認定区分】

年齢	保育の 必要性	支給認定 保育時間 区分		有効期間
満3歳以上	あり	2号認定	保育標準時間 または 保育短時間	小学生まで
満3歳未満	あり	3号認定	保育標準時間 または 保育短時間	3歳の誕生日の 前々日まで

- ※1号認定は幼稚園を利用する場合です。申込は各幼稚園にお問い合わせください。
- ※認定の有効期限は、保育を必要とする事由などに変更がない限り継続します。
- ◎保育時間の区分(就労時間48時間以上の下限があります)

【就労時間や世帯状況による「保育の必要量」の認定について】

保育時間区分	月の就労時間	施設利用可能時間	内容
保育標準時間	120時間以上	最長11時間/日 (7:30~18:30)	フルタイムを想定した利用
保育短時間	48時間以上 120時間未満	最長8時間/日 (8:30~16:30)	パートタイムを想定した利用

- 注意1) 保育所は、原則として保育が必要な時間帯の利用となります。 仕事がない日(時間帯)は、お子さんと一緒に過ごしましょう。
- 注意2) 保育短時間は8:30~16:30までの認定になりますが、パートタイム等でも この時間を超えてしまうことが想定される場合には保育標準時間で認定することもできます。
- 注意3) 「妊娠・出産」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」の事由は保育標準時間、「求職活動」「育児休業取得時の継続利用」の事由は、原則、保育短時間になります。

2 保育所の申し込み

提出書類・持参するもの

- ●申請書(施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定兼利用申請書)
- ●保育を必要とする事由の証明書(下記に詳細)

事 由	必要書類等
① 会社などに勤務している方、自営業の方	就労証明書
② 妊娠中又は出産後間もない方	母子手帳などのコピー
③ 疾病などの方	医師の診断書等
④ 疾病や障がいのある同居親族を常時介護	医師の診断書等
または看護している方	区时以外则自分
⑤ 災害復旧にあたっている方	り災証明書、その他証明書
⑥ 求職中の方(入所期間3か月)	ハローワークカードの写し
⑦ 就学および職業訓練を受けている方	在学証明書など
⑧ 育児休業中に、既に保育を利用している	 育児休業取得証明書
子どもがいて、継続利用が必要な場合	自儿小亲以付 <u>证</u> 奶首
9 その他	関係機関と連携し、必要に応
(a) CONB	じて書類を求める場合があります

[※]祖父母等、20歳以上65歳未満の方が同居している場合は、その方につきましても 保育できない証明書類が必要になります。

- ●世帯全員分の個人番号カードか通知カード
- ●その他、必要に応じて提出を求める書類

3 個人番号(マイナンバー)について

「行政の効率化」「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会の実現」のために制度化され、マイナンバー制度では法律において、個人番号を利用することのできる事務として『「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置」「子どものための教育・保育給付の支給の実施」に関する事務であって主務省令で定めるもの』が規定されています。

利用者のみなさまには個人番号を利用することで、申請等に係る添付資料を省略できるメリットがあります。申請書に個人番号を記載していただいていますが、個人番号を含む個人情報は適切に管理いたします。

- ◎申請書の提出の際に、本人確認が義務付けされているため、本人確認をいたします。(番号確認は世帯主、身元確認は申請書の提出者となります)
 - ①個人番号カード(番号確認と身元確認)
 - ②通知カード(番号確認)と運転免許証など(身元確認)
 - ③個人番号の記載された住民票の写しなど(番号確認)と運転免許証など (身元確認)

のいずれかの方法で確認させていただきます。

4 利用者負担額(保育料及び副食費)について

令和5年度より、洞爺湖町に住民登録をしている児童を対象に、保育施設等の利用 に係る「利用者負担額(保育料及び副食費)」の無償化を実施しております。

5 入所審查

入所決定については、申請順ではなく、保育を必要としている理由や優先利用の必要性を審査し、入所の順番を決定します。定員を超えるなどの理由で利用できない場合は「待機」となりますが、その年度内は審査が継続されますので、改めて手続する必要はありません。

ただし、待機中に民間認可外保育所や幼稚園に入園したなどの理由で、申請を取り下げる場合は、必ず担当課へご連絡ください。

6 洞爺湖町保育所の利用調整基準

保育所の利用定員を上回る応募があった場合は、あらかじめ定めた利用調整基準に基づき、優先順位を設定します。

【1】優先順位の設定方法

保育を必要とする事由やその状況に応じた「基本点数」及びその他の状況に応じた 「調整点数」の合計点数の高い世帯の児童から優先順位を設定する。また、合計点数 が同一の場合には、「同一点数時の順位」により優先順位を設定する。

(1) 基本点数

洞爺湖町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例に基づき、保育を必要とする事由に従い設定する。

- ① 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて、それぞれ基本点数を設定し、 父母それぞれの基本点数を合算して世帯の基本点数とする。
- ② ひとり親世帯は、当該ひとり親の基本点数に「100 点」を合算して世帯の基本点数とする。
- ③ 父母がいない場合は、その他の保護者の基本点数で設定する。

(2)調整点数

①保育の代替手段、②世帯の状況、③就労状況、④きょうだいの状況、⑤昨年度の保育状況に応じて加点・減点する。

(3) 同一点数時の順位

基本点数と調整点数の合計が同一の場合は、順位表の該当順により判断する。

6 洞爺湖町保育所の利用調整基準

【2】基本点数表

事由	状況	点数	保育できない理由・保護者の就労状況等	
①就労		100	月実働160 時間以上就労している。(1日8 時間以上かつ月20 日以上)	
		90	月実働140 時間以上160 時間未満就労している。(1 日7 時間以上かつ月20 日以上)	
		80	月実働120 時間以上140 時間未満就労している。(1 日6 時間以上かつ月20 日以上)	
		70	月実働100 時間以上120 時間未満就労している。(1 日5 時間以上かつ月20 日以上)	
		60	月実働 48 時間以上100 時間未満就労している。(1 日2 時間以上かつ月16 日以上)	
②妊娠・出産		80	母が出産又は出産予定日の前後2か月の期間にあり、出産の休養を要する場合	
	疾病	100	入院又は、入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能な場合	
		70	通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合	
○ /□-#-±/		50	疾病により保育に支障がある場合	
③保護者の疾病・障がい等		100	身体障害者手帳1~2級、及び精神障害者保健福祉手帳1~2級、療育手帳Aの交付を受けていて保育が困難な場合	
1473 6 143	障がい	80	身体障害者手帳3級、精神障害保健福祉手帳3級、療育手帳B・Cの交付を受けていて保育が困難な場合	
		60	身体障害者手帳の交付を受けていて保育が困難な場合	
		100	常時看護(介護)が必要であり、月160 時間以上の保育が困難である。	
		100	(1日8 時間以上かつ月20 日以上完全看護が必要な場合)	
④同居親	態等の看	70	入院、通院、通所の付添いのため、月100 時間以上の保育が困難である。	
護•	介護		(1日5 時間以上かつ月20 日以上付添が必要な場合)	
		50	入院、通院、通所の付添のため、月48時間以上の保育が困難である。	
			(1日2 時間以上で月12 日以上付添が必要な場合)	
⑤災害復旧	3	100	震災・風水害・火災その他の災害により自宅の復旧にあたっている場合	
⑥求職活動	ħ	30	求職中(就労先未定)である場合	
⑦就学		80	職業訓練校、専門学校、大学等に月120 時間以上就学している場合	
		50	職業訓練校、専門学校、大学等に月48 時間以上就学している場合	
8虐待・DV –		_	当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。	
⑨育休継続利用 –		_	育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。	
⑩その他	⑩その他 -		上記に類すると認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。	

(注)

- ※ 父母が複数の事由に該当する場合は、各々の事由のうち基本点数の高い方を採用する。
- ※ 就労時間には休憩時間を含むものとする。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断する。()内の1日の就労時間と月の就労日数は判断の目安とするものである。
- ※ 同居親族等の看護・介護は、介護サービス等が利用できる時間帯を除く。

6 洞爺湖町保育所の利用調整基準

【3】調整点数表

区分	内 容	調整点数
	65 歳未満の祖父母が市内に在住しており児童の保育が可能な場合	-5
① 保育の代替手段	地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育等)の卒園児である場合	10
	育児休業後、復職時に申込みする場合	
	ひとり親世帯である場合	20
	ひとり親世帯であって、かつ求職中である場合	50
	生活保護世帯で、自立支援のため必要と認められる場合	30
② 世帯状況	生活中心者の失業の場合(リストラ・事業所の倒産など本人の意に反し た失業に限る。)	20
	児童本人が精神または身体に障がいを有している場合	10
	児童の日常生活において環境不良と認められる場合	10
③ 就労状況	父母のうちいずれかが単身赴任	10
(a) 11/1/1/1/10 (b) 11/1/10 (c) 11/10 (c) 11/1	通勤・通学時間が往復1時間以上の場合	10
	既にきょうだいが保育施設等を利用していて同施設を希望する場合	10
④きょうだいの状況	きょうだいが同時に申込みをする場合	5
	申込児童以外に申込みのない未就学児童(きょうだい)がいる場合	-10
	前年度通っていた保育所に継続入所希望する場合	100
⑤昨年度の保育状況	前年度通っていた保育所以外に継続入所希望する場合	80
	前年度2歳児で、同保育所に通っていた場合	100
	前年度、4月までに入所申し込みをしたが、いまだ待機している場合	50

【4】同一点数時の順位表

順位	内容
1	洞爺湖町民である。(転入予定者を含む。)
2	基本点数が高い順
3	同居者なしのひとり親世帯または生活保護世帯
4	同世帯に障がい者がいる場合
5	前年度市町村民税所得割額の低い世帯

支給認定申請書兼利用申請書の記入上の注意

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」に必ず ふりがな を付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等)の有無について、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「保護者」の欄の電話番号は、自宅のほか携帯電話の番号も記入してください。
- 4 「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている場合は、申請児童に係る認定者番号を記入してください。
- 5 ①「世帯の状況」の欄は申請児童以外の両親(保護者含む:同居・別居の別を「備考」に記入)及び同居している 親族等の全員について記入してください。また、世帯員の中で申請児童のほかに施設型給付費・地域型保育給付費 の支給認定を受けている児童がいる場合は、認定者番号を「勤務先又は学校名等」に記入してください。
- 6 個人番号(マイナンバー)は記載をお願いします。申請書提出の際に、提出者の身分を確認できる書類(運転免許 証など)及び保護者の通知カードの確認をいたします。

(裏面)

- 7 ②「希望する利用期間」の欄は令和8年3月31日に達するまでのうち、施設の利用を希望する期間を記入してください。
- 8 ③「利用を希望する施設(事業者)名」の欄は、希望する順位に従い施設名を記入し、理由(例えば既に兄弟(姉妹)が利用している、自宅から近いため など)を記入してください。
- 9 ④「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を〇で囲んだ場合に記入してください。「無」の場合は記入の必要はありません。
 - ※保育の認定基準は次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも(両親と別居している場合には児童の面倒をみている者)が次のいずれかに事情にある場合です。

① 就労 (家庭外労働) 児童の保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合。

(家庭内労働) 児童の保護者が家庭で仕事をはなれて日常の家事以外の仕事をすることが普通 なので、その児童の保育ができない場合。

- ② 妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合。
- ③ 疾病・障がい等 児童の保護者が病気・負傷・心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合。
- ④ 介護等 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつも介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合。
- ⑤ 災害復旧 火災や風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧 の間、児童の保育ができない場合。
- ⑥ 求職活動 児童の親が求職活動 (起業準備を含む) のため、その児童の保育ができない場合。
- ⑦ 就学 児童の親が就学(職業訓練校等を含む)のため、その児童の保育ができないため。
- ⑧ 虐待・DV 児童虐待の恐れ、または配偶者からの暴力により保育が困難な場合
- ⑨ 育児継続利用 育児休業に係る子ども以外の子どもが保育所を引き続き利用することが必要な場合
- 10 ④「保育の利用を必要とする理由」の欄は、児童を保育できない理由を「保育の認定基準」表の①~⑨のいずれに 該当するかを判断し該当する全ての□にチェック(☑)し、内容を【 】内に記入してください。
- 11 ④「家庭の状況」の欄は、該当する□にチェック(☑)してください。
- 12 ⑤「税情報の提供にあたっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名・捺印してください。 (留意事項)

支給認定(保育の必要性の認定)及び施設(事業者)への入所については、

- ・保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

がありますので、あらかじめご承知ください。